

定住自立圏構想推進要綱の概要



協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・デバイス等の解消へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント能力の強化

- a 中心市等における人材の育成
- b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d 上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る取組

中心市宣言

高松市は、かつて新渡戸稲造が「世界の宝石なりと断言せんとす」と評した美しい瀬戸内海に臨み、風光明媚で、国や民間企業の多くの出先機関が集積する四国の中核・中核拠点都市であります。また、本市は、これまでに培ってきた都市機能の集約を基盤に、中心市街地と農村地帯、そして讃岐山脈に抱かれた中山間地域などの多様で特色のある地域が融合する、都市的利便性と豊かな自然環境を同時に享受できる都市でもあります。

現在、わが国は、人口減少、少子・高齢社会の到来とともに、グローバル化や環境問題の深刻化、価値観・ライフスタイルの多様化等の様々な変化の局面に立たされています。そして、地方財政が厳しさを増す中、時代は、ハードからソフトへ、量的拡大から機能性の追及・効率的活用へと重心が移りつつあります。一方、第2期地方分権改革が進み、基礎自治体への権限委譲など、国と地方の役割分担の見直しが進む中、地域が知恵を出し、創意工夫をしながら、地域の実情に応じた自主的・自立的な地域づくりを進めていくことが強く求められています。

本市が、これらの諸課題に適切に対応することにより、将来においても四国の中核・中核拠点都市としての機能を発揮し、持続可能な、住むことに誇りの持てるまちづくりを推進するためには、市域を超えて、本市内の事務所や学校に従業または通学する割合の高い隣接地域や、優れた地域資源である瀬戸内海、さらには、そこにある多様な個性を持った島しょ部を含めて一つの都市圏域として捉え、活性化の方向性を探っていくことも重要な視点となります。

このようなことから、国が掲げる定住自立圏構想の下、本市を中心市として、「瀬戸・高松広域定住自立圏（仮称）」を形成し、本市に集積する都市機能を生かし、周辺市町と連携・交流を図りながら、圏域内の住民に対して積極的に各種サービスを提供することなどにより、圏域全体に必要な生活機能を確保し、安心して暮らし続けられる、魅力ある地域づくりに努めることを、ここに宣言します。

- 一 高松市は、「瀬戸・高松広域定住自立圏（仮称）」の中心市として、「集約とネットワーク」の考え方を基本とし、圏域内で定住できる環境を整備する中、本市の中核拠点性の一層の強化を図るとともに、圏域全体の活性化と、魅力ある地域の形成を目指します。
- 一 高松市は、周辺市町との強力な連携と役割分担の下、お互いが持つ資源や機能の活用を図り、広域による行政展開の利点を最大限引き出しながら、海、野、山を生かし、島、街、里が一体的に融合した、創造性豊かな海園・田園都市づくりを目指します。
- 一 高松市は、圏域内におけるサービス水準の均衡等を図る観点から、周辺市町との共同による事業実施や本市に集積する都市機能の効果的な活用などにより、居住する住民の生活機能を確保し、安全で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくりを目指します。

平成21年3月4日

高松市長

大西秀人

(2) 目指すべき圏域像

定住自立圏は、中心市と周辺町が、それぞれ1対1の協定を締結し、結果として圏域が形成されるもので、瀬戸・高松広域定住自立圏は、中四国においても中核的な規模の都市機能を有するものです。

このようなことから、広域連携による行財政の効率化の推進のほか、圏域内への民間企業の投資意欲の向上が期待でき、内需の拡大や地域経済の活性化に加え、人の流れの創出によって、より豊かで安心できる市民生活の実現につながるなどのメリットがあります。

瀬戸・高松広域定住自立圏の取組は、中心市がリーダーシップを発揮し、圏域におけるマネジメントを担いながら都市機能を拡充し、中心市の機能と周辺町の機能を有機的に連携させ、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保し、自立のための経済基盤や地域の誇りを培いながら、瀬戸内海を包含する圏域のメリットが最大限に生かされるよう推進してまいります。

そうして、行政だけでなく、圏域の構成員である住民や事業所も含めた多様な主体が協力し合い、相互の特長を生かし合いながら双方に有益で、様々な課題に柔軟に対応できる、島、街、里が織りなす重層的なネットワークに支えられた創造性豊かな中核・生活交流圏域を目指します。

施策の基本方向

目指すべき圏域像の実現に向けた施策の基本方向として、次の3点を掲げます。

- ① 圏域内で定住できる環境づくり
 - ・ 中枢拠点性の強化
 - ・ 集約とネットワーク
- ② 創造性豊かな海園・田園・人間都市づくり
 - ・ 海、野、山を生かす
 - ・ 島、街、里が一体的に融合
- ③ 安全で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり
 - ・ 共同による事業実施
 - ・ 居住する住民の生活機能を確保

目指すべき圏域像

島、街、里が織りなす
重層的なネットワークに支えられた
創造性豊かな中核・生活交流圏域

① 圏域内で定住できる環境づくり

「集約とネットワーク」の考え方を基本とし、圏域内で定住できる環境を整備しながら、四国ブロック、環瀬戸内海地域における中枢拠点性の一層の強化を図るとともに、圏域全体の活性化と、魅力ある地域の形成を目指します。

② 創造性豊かな海園・田園・人間都市づくり

中心市と周辺町各町との強力な連携とそれぞれの状況に応じた役割分担の下、お互いが持つ資源や機能の活用を図り、広域による行政展開の利点を最大限引き出しながら、海、野、山を生かし、島、街、里が一体的に融合した、創造性豊かな海園・田園・人間都市づくりを目指します。

③ 安全で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

圏域内におけるサービス水準の均衡等を図る観点から、共同による事業実施や中心市に集積する都市機能の効果的な活用などにより、居住する住民の生活機能を確保し、安全で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくりを目指します。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

【取組事業一覧】

○は、連携する取組を示します。

視点	政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					該当ページ	
					土庄	小豆島	三木	直島	綾川		
生活機能の強化	a 医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	新規	(1)遠隔医療ネットワークを使った連携	○	○	○	○	○	11	
			新規	(2)医療機関の整備推進等	○	○	○	○	○	12	
			新規	(3)医療職員の交流等	○	○		○	○	13	
		2 救急医療体制の確保	継続	救急医療体制の整備			○	○	○	14	
	b 福祉		3 子育て支援および高齢者保護の充実	新規	(1)ファミリー・サポート・センター事業			○		○	16
		新規		(2)高齢者セーフティネットワーク事業			○		○	17	
		4 広域的な審査会の実施	継続	(1)介護認定審査会業務の連携			○	○	○	18	
			継続	(2)障害程度区分等審査会業務の連携			○	○	○	19	
	c 教育	5 中学校総合体育大会等の連携	継続	中学校総合体育大会等の連携			○	○		20	
	d 産業振興	6 観光の振興	新規	(1)観光プロモーション事業	○	○	○	○	○	22	
			新規	(2)新たな観光プランの企画、販売等	○	○	○	○	○	23	
			新規	(3)海外観光客向け情報発信事業	○	○	○	○	○	24	
		7 中心市街地におけるにぎわいの創出	新規	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	○	○	○	○	○	25	
	e その他		8 消防・防災体制の強化	新規	(1)災害時の応援体制等	○	○	○	○	○	28
		継続		(2)香川県消防相互応援協定	○	○	○	○	○	29	
		継続		(3)高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定			○		○	29	
		継続		(4)消防業務の事務委託			○		○	30	
		9 一般廃棄物処理体制の確保	継続	(1)一般廃棄物の処理業務					○	31	
	継続		(2)し尿処理業務			○		○	32		
	継続		(3)し尿貯留槽管理業務					○	32		
継続	(4)一般廃棄物の埋立処分業務						○	33			
	10 不法投棄の防止	新規	不法投棄対策事業の推進	○	○	○	○	○	34		
結びつきやネットワークの強化	a 地域公共交通	11 公共交通機関の利用促進	新規	公共交通機関の利用促進			○		○	36	
			新規	海上交通の確保・充実	○	○		○		37	
	b ICTインフラ整備	13 ブロードバンド利用環境の向上等	新規	ブロードバンド利用環境の向上等	○	○	○	○	○	38	
			c 地産地消	14 中心市街地における直売所の整備および活用	新規	(1)中心市街地における直売所の整備および活用	○	○	○	○	○
	新規	(2)特産品の周知宣伝等			○	○	○	○	○	40	
	d 地域内外の住民との交流・移住促進	15 自然体験等を通じた住民の交流の促進	新規	自然体験等を通じた住民の交流の促進	○	○	○	○	○	41	
	e 文化芸術	16 文化的資産の活用	新規	文化的資産の活用	○	○				43	
			新規	文化芸術鑑賞機会等の提供	○	○	○	○	○	45	
			新規	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	○	○		○		46	
	f その他	19 図書館サービスの提供	新規	移動図書館の開設				○		48	
新規			圏域情報の発信および共有化	○	○	○	○	○	49		
新規			高松市屋島陸上競技場の活用	○	○	○	○	○	50		
圏域マネジメント能力の強化	a 圏域内市町の職員等の交流	22 職員の交流・人材育成等	新規	合同研修等の実施	○	○	○	○	○	51	
	b その他	23 大学等との連携事業	新規	取組事項の研究交流	○	○	○	○	○	52	
				事業数 計36	各町別事業数計	22	22	28	26	31	
				上記36のうち新規25	各町別新規	21	21	20	21	21	
				上記36のうち継続11	各町別継続	1	1	8	5	10	

今までは、高松在住か、勤務されている方を対象となっていました。三木町・綾川町にお住まいの方も、会員登録がいただけることになりました。＼(●^o^●)／

おねがい会員、

たかまつファミリー・サポート・センターにFAX・お電話・メール・郵送いずれかの方法で、随時会員登録をさせていただきます。

登録後、お子さまと一緒に本登録をしていただくこととなりますが、詳細はファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

たかまつファミリー・サポート・センター
ホームページ

まかせて会員

綾川町での講座がH22年7月22日(木)と23日(金)開講
三木町での講座がH22年8月19日(木)と20日(金)開講

高松市・三木町・綾川町どちらにお住まいの方でも受講申込みが可能です。

まず、たかまつファミリーサポート・センターにお問い合わせ、お申込みをお願いします。

各町の詳細内容は下記講座名ををクリックしてください。

[まかせて会員養成講座綾川町.pdf](#)

[まかせて会員養成講座三木町.pdf](#)

たかまつファミリー・サポート・センターの利用について

ファミリー・サポート・センターとは、地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員になって、一時的に子育てを助け合う有償ボランティア組織です。(両方の会員に登録可能です。)

このたび三木町在住の人でも、たかまつファミリー・サポート・センターの利用が可能となりました。このセンターの利用には、会員登録が必要です。

利用シーンの一例

保育施設までの送迎やその後の預かり
冠婚葬祭や保護者が病気のときの預かり...など

利用時間帯 および 利用料金	月～金	午前7時～午後7時	1時間 700円
		上記以外の時間	1時間 800円
	土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)		



三木町
広報誌
2010.6月号
から抜粋

問い合わせ先

たかまつファミリー・サポート・センター ☎087-811-2225

高松市・三木町・綾川町在住の方で、子どもの好きな方、資格・経験は問いません。

受講資格
無料

子どもの心の発達・食事・遊び等の知識と技術の講習など

講習内容
綾川町役場 3階第6会議室

講習日時
7月22日(木) 9時～16時30分
7月23日(金) 9時～15時

講習場所
綾川町役場 3階第6会議室

興味のある方は、ぜひご参加ください。

保育所までの送迎や預かりなど、子育て家庭のサポートを行う「まかせて会員」になりたい人を対象に「まかせて会員養成講座」を開催します。

そんな考えをお持ちの方はいませんか？

「地域で子育ての役に立ちたい。」
「子育ての経験をいかしたい。」
そんな考えをお持ちの方はいませんか？

「子育ての経験をいかしたい。」
そんな考えをお持ちの方はいませんか？

「地域で子育ての役に立ちたい。」
「子育ての経験をいかしたい。」
そんな考えをお持ちの方はいませんか？

たかまつファミリー・サポート・センター
「まかせて会員養成講座のご案内」

申し込み方法
受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX、郵送、持参にてお申し込みください。

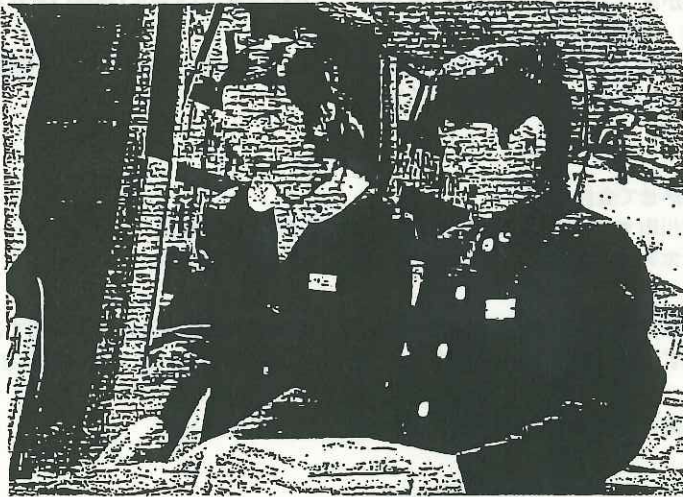
お問い合わせ・申込み
たかまつファミリー・サポート・センター
☎(811)2225
☎(811)2226

受付時間
水～月曜日 9時～17時
(火曜日・祝日は休館)

三木町
広報誌
2010.7月号
から抜粋

直島に図書館がきた

毎週大人気 早速と協定 高松市



たくさんの本を借りる町立直島小の児童ら

用いた。

この日は、同町西部公民館前で開始式があり、町立直島小6年の児童24人も参加。早速、何冊も本を借りていた。同図書館によると、この日は町内2カ所で計44人に217冊が貸し出された。

同小6年の堀内はるかさん(11)は「最新の本が読めてうれしい」。同町、主婦、遠藤真由美さん(34)も、「7カ月の娘がおり、なかなか島外に本を買いに行けなかった。ありがたい」と、絵本などを借りていた。「吉田幸矢

図書館が島にやってきて、選んでいた。移動図書館は月1きた。公立図書館が今年1月、同市と同町、島内2カ所を本を貸した直島町に30町など周辺5町が結んで貸し出すことになった。高松市中央図書館(高松市中央図書館)の移転に基づく取り組みの一つ。同協定は、同市と町図書館「Library」が初めて来た。町民らは、さっそり詰まった。直島町とは26の事業の図書館が保有する約110万冊の蔵書を利

5/1 毎月



小豆島町寄贈のオリーブの木を植樹する大西高松市長(右)と坂下小豆島町長。高松市浜ノ町、JR高松駅前

高松駅にオリーブ植樹

定住自立圏事業が始動

市と小豆島町、連携でPR

高松市と土庄、小豆島、三木、直島、綾川の1市5町で取り組む瀬戸・高松広域定住自立圏連携事業が9日、本格始動した。第1弾は小豆島特産の県木・県花オリーブのPR施策。県外客への知名度アップに向け、高松市と小豆島町がJR高松駅前で植樹式を行った。定住自立圏連携事業は、関係自治体が医療、防災、

のオリーブの木(高さ約3・5m)3本にスコップで丁寧に土をかけた。オリーブの隣には高松市木のクロマツがあり、大西市長は「2つの木が永く愛され、地域を象徴する景観になれば」と期待。坂下町長は「オリーブを通して連携事業を盛り上げ、地方の時代を迎えよう」とあいさつした。

4/10 (土)

救急艇配備スケジュール(平成22年度)

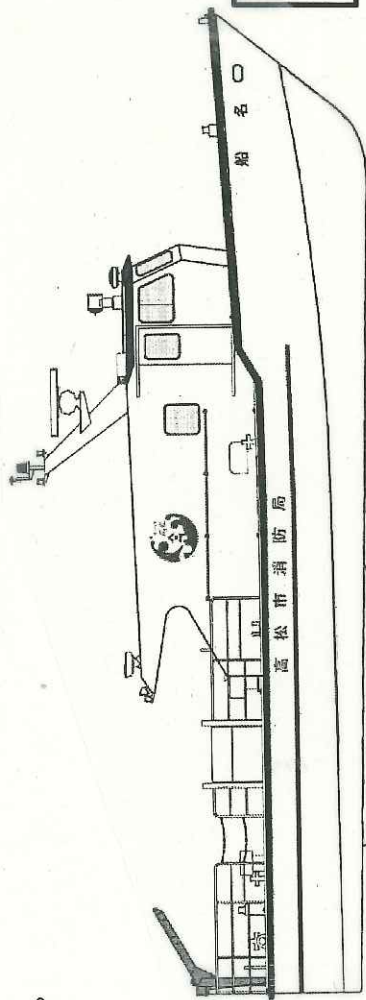
項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
救急艇					・9月末に建造完了予定 ・H22. 10, 11, 12月の3か月間 訓練期間						
その他(棧橋整備)			・6月末 男木島棧橋完成予定								女木島は棧橋は既存のもの に対応
										・H23. 1月から本格運用予定 ・12月末 大島棧橋完成予定	

圏域内島しょ部救急体制の現状

高松市島しょ部(女木島, 男木島, 庵治町大島)は高松市が, 土庄町・小豆島町については小豆地区消防本部が管轄し, 救急業務を担っているが, 海上搬送手段を有していないため, 高松海上保安部, 民間および県防災ヘリなどにより搬送している。

直島町は, 消防本部が非常備であり, スクールボート等を活用し, 搬送している。

【救急艇イメージ図】



資料4

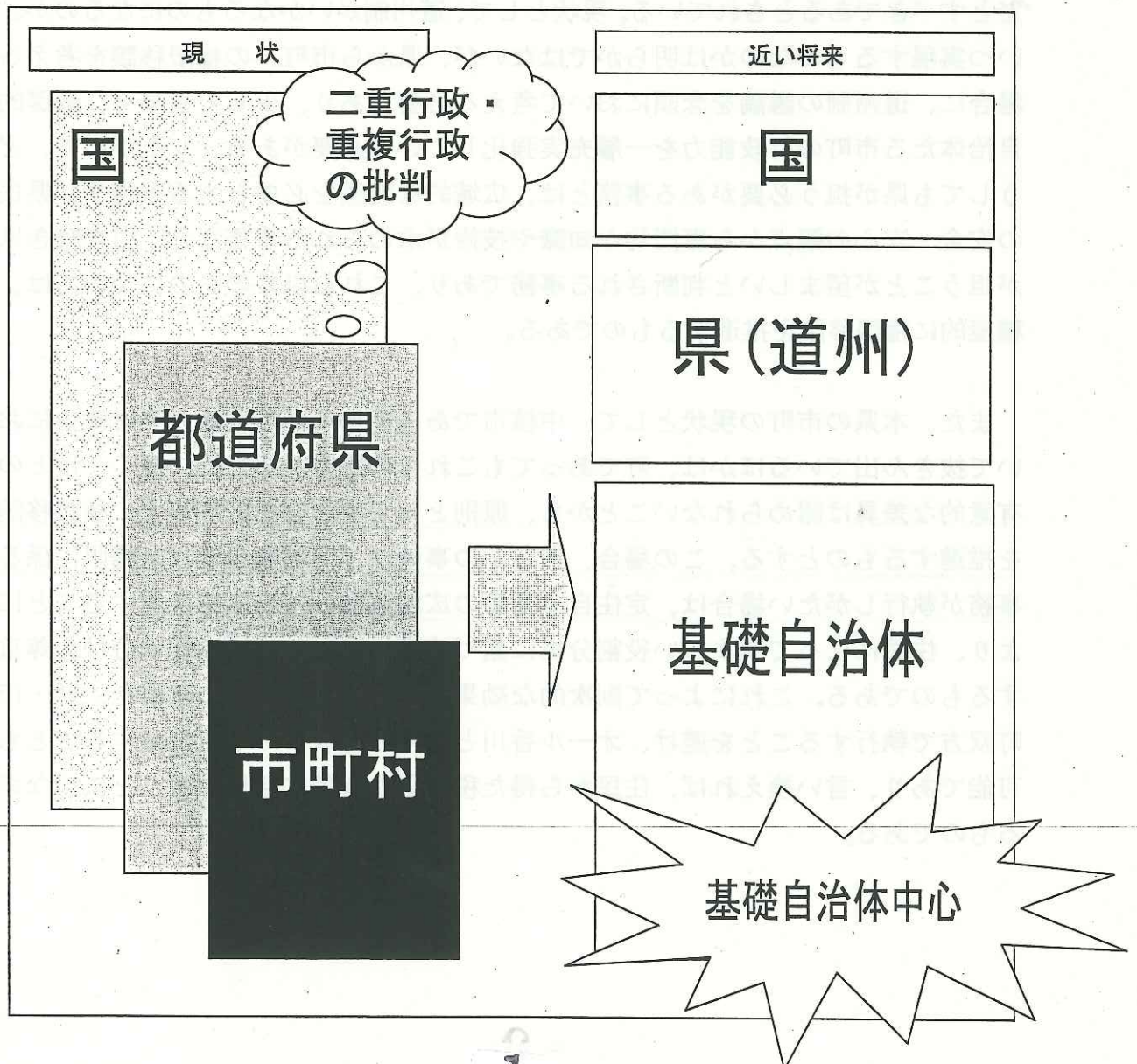
※「香川県権限移譲推進方針」（平成21年3月）から抜粋

2 基本的な考え方

(1) 基本原則

- I 住民に身近な行政はできる限り基礎自治体で行う。
- II 道州制の議論を踏まえ、広域調整事務や県民の安全・安心の観点から専門的な知識や技術が求められる事務など、引き続き県が担うことが望ましい事務以外は、県と市町との適切な役割分担のもと、権限移譲を推進する。
- III 権限移譲に当たっては、原則として「市」と「町」を区別しない。

【役割分担の将来的イメージ】



「住民に身近な行政は、できる限り、住民に最も身近な自治体（基礎自治体）である市町において処理すべきである」との考え方にに基づき、住民にとって望ましい県と市町の役割分担を考えたいうえで、どうしても県が担う必要がある事務以外は、基礎的自治体たる市町へ移譲を進めていくものである。

また、政府や政界、経済界などで道州制が様々に議論されているが、いずれも国と地方の役割分担を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきであるとされている。現状として、道州制がいかなるものになるのか、いつ実現するものなのかは明らかではないが、県から市町への権限移譲を考える場合に、道州制の議論を念頭において考える必要があり、少しでも早く、基礎的自治体たる市町の行政能力を一層充実強化していく必要がある。したがって、どうしても県が担う必要がある事務とは、広域的な調整を必要とする事務や、県民の安全・安心の観点から専門的な知識や技術が求められる事務など、引き続き県が担うことが望ましいと判断される事務であり、これら以外のものについては、積極的に権限移譲を推進するものである。

また、本県の市町の現状として、中核市である高松市が行政能力や財政力において抜きん出ているほかは、町であってもこれらの能力が相対的に高く、市との有意的な差異は認められないことから、原則として市と町を区別せず、権限移譲を推進するものとする。この場合、何らかの事情などで移譲を受けた権限に係る事務が執行しがたい場合は、定住自立圏等の広域連携の仕組みを活用することにより、住民にとって望ましい役割分担に基づく県・市町の権限の切り分けを尊重するものである。これによって副次的な効果として、同種同様の事務を、県・市町双方で執行することを避け、オール香川としての行政コストを低減することも可能であり、言い換えれば、住民から得た税をより有効に活用することにつながるものである。

●まちづくりパッケージ ★★★★★

細目	法令名	事務類型
都市計画	都市計画法	都市計画区域等における開発行為等の許可、立入検査等に関する事務
		都市計画施設等の区域内における建築の許可、立入検査等に関する事務
		都市計画事業の認可、立入検査等に関する事務
	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	流通業務地区における施設建設等の許可等に関する事務
	都市緑地法	緑地保全地域における行為の届出受理、立入検査等に関する事務
		特別緑地保全地区における行為の許可、立入検査等に関する事務
	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域における建築行為等の許可、監督処分等に関する事務
	土地区画整理法	土地区画整理法に関する事務
	農住組合法	農住組合が行う土地区画整理事業の施行、交換分合等の認可等に関する事務
		農住組合設立の認可、報告書の徴収等に関する事務
	都市再開発法	都市再開発法に関する事務
	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画区域内の土地等の先買い等に関する事務
	宅地造成等規制法	宅地造成に係る工事の許可、立入検査等に関する事務
	国土利用計画法	遊休土地に関する事務
駐車場法	路外駐車場の届出受理、立入検査等に関する事務	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の届出受理、立入検査等に関する事務	
香川県福祉のまちづくり条例	建築物、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場に関する事務	
屋外広告物	屋外広告物法 香川県屋外広告物条例	屋外広告物の許可・違反広告物の除去等に関する事務
建築	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区整備事業に関する事務
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に関する事務
	住宅地区改良法	改良地区内における建築行為等の許可、除却命令等に関する事務
	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合の設立の認可、監督等に関する事務
		個人が施行するマンション建替事業の施行の認可、監督等に関する事務
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給促進に関する事務
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の居住の安定確保に関する事務
高齢者円滑入居賃貸住宅の登録に関する事務		
被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可、監督処分等に関する事務	
農地	農地法	農地の権利移動の許可、立入調査等に関する事務
		農地の転用の許可、立入調査等に関する事務
土地改良	土地改良法	3条資格者等が行う土地改良事業計画の適否決定及び認可等に関する事務

細目	法令名	事務類型
防災	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可、立入検査等に関する事務
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可、立入検査等に関する事務
	砂防法	砂防指定地内における行為の許可、監督等に関する事務
	地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為の許可等に関する事務
林地	森林法	林地開発に関する事務
	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	土地開発行為の事前協議、立入検査等に関する事務

●福祉パッケージ

★★★★★

細目	法令名	事務類型
医療	医療法	病床数等の変更等に関する事務
		病院等の休止・再開の届出受理等に関する事務
		病院等の管理者等に関する事務
		病院等の監督等に関する事務
		社会医療法人の認定等に関する事務
	医療法・同施行令	医療法人の設立認可、立入検査等に関する事務
	診療放射線技師法	照射録の提出命令及び検査等に関する事務
高齢者	老人福祉法	養護老人ホーム等の設置許可、立入検査等に関する事務
		老人デイサービスセンター等の届出受理、立入検査等に関する事務
		老人居宅生活支援事業等の届出受理、立入検査等に関する事務
		有料老人ホームの設置届出受理、立入検査等に関する事務
	介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定、立入検査等に関する事務
		指定介護老人福祉施設の指定、立入検査等に関する事務
		介護老人保健施設の開設許可、立入検査等に関する事務
		指定介護療養型医療施設の指定、立入検査等に関する事務
		指定介護予防サービス事業者の指定、立入検査等に関する事務
		戦傷病者特別援護法
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	健康診断に関する事務
子ども	児童福祉法	児童福祉施設の設置認可、立入検査等に関する事務(保育所、児童館)
		児童福祉施設の設置認可、立入検査等に関する事務(助産施設、母子生活支援施設)
		認可外保育施設の事業開始の届出受理、立入調査等に関する事務
	母子保健法	未熟児の訪問指導等に関する事務
		未熟児の養育医療に関する事務
	母子及び寡婦福祉法	母子寡婦福祉資金の貸付等に関する事務
母子家庭等日常生活支援事業開始の届出受理、立入検査等に関する事務		

細目	法令名	事務類型
社会福祉	社会福祉法	社会福祉事業の開始の届出受理、立入検査等に関する事務(軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業)
		社会福祉法人の設立認可、検査等に関する事務
		福祉事務所に関する事務
	生活保護法	保護施設の設置認可、立入検査等に関する事務
障害福祉	身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付等に関する事務
		身体障害者相談員の委託に関する事務
		身体障害者生活訓練等事業の開始届出受理、立入検査等に関する事務
	知的障害者福祉法	知的障害者相談員の委託に関する事務
	障害者自立支援法	育成医療に関する事務
		指定障害福祉サービス事業者の指定、立入検査等に関する事務
		指定障害者支援施設の指定、立入検査等に関する事務
	指定相談支援事業者の指定、立入検査等に関する事務	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	
	精神障害者社会適応訓練事業に関する事務	
薬事	薬事法	薬局の開設許可、立入検査等に関する事務
		薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可、立入検査等に関する事務
		高度管理医療機器等の販売業、賃貸業の許可、立入検査等に関する事務
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核指定医療機関の指定、検査等に関する事務

●生活環境パッケージ ★★★★★

細目	法令名	事務類型
安全安心	毒物及び劇物取締法	業務上取扱者の届出受理、立入検査等に関する事務
	高圧ガス保安法	高圧ガス保安法に関する事務
	火薬類取締法	火薬類の製造及び販売営業の許可、立入検査等に関する事務
		火薬類の消費の許可、立入検査等に関する事務
	電気用品安全法	電気用品販売事業者に対する立入検査等に関する事務
	ガス事業法	ガス販売事業者に対する立入検査等に関する事務
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務
	家庭用品品質表示法	家庭用品の品質表示にかかる指示、立入検査等に関する事務
	消費生活用製品安全法	消費生活用製品の販売業者に対する立入検査等に関する事務
	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	特定物資売り渡しに対する指示、立入検査等に関する事務
	国民生活安定緊急措置法	標準価格の表示等に関する指示、立入検査等に関する事務
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	農林物資の品質表示に関する指示、立入検査等に関する事務
計量法	特定商品に関する事務	

細目	法令名	事務類型
衛生	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業者の登録、立入検査等に関する事務
		多頭飼育者に対する勧告、措置命令等に関する事務
		特定動物の飼養又は保管の許可、立入検査等に関する事務
		犬等の飼い主からの届出受理、立入検査等に関する事務
	化製場等に関する法律	死亡獣畜の処理の許可、立入検査等に関する事務
		化製場等の設置の許可、立入検査等に関する事務
		動物の飼養・収容の許可、立入検査等に関する事務
化製場等に関する法律施行条例	埋却した死亡獣畜の発掘承認等に関する事務	
環境	環境基本法	騒音環境基準の地域類型の指定等に関する事務
	騒音規制法	規制地域の指定・規制基準の設定等(騒音)に関する事務
	振動規制法	規制地域の指定・規制基準の設定等(振動)に関する事務
	悪臭防止法	規制地域の指定・規制基準の設定等(悪臭)に関する事務
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第一種指定化学物質の排出量等の届出受理、資料提供の要求等に関する事務
	香川県生活環境の保全に関する条例	騒音規制に関する事務
		振動規制に関する事務
		駐車場設置者等へのアイドリングストップの周知勧告等に関する事務
		屋外燃焼行為に係る勧告、命令等に関する事務
		投光器の使用の停止の勧告、命令等に関する事務
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置許可、立入検査等に関する事務	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	飼養登録違反者への措置命令等に関する事務	
浄化槽	浄化槽法	浄化槽の設置届出受理、立入検査等に関する事務
		浄化槽の保守点検、立入検査等に関する事務
水道	水道法	専用水道の給水開始届出受理、立入検査等に関する事務
		簡易専用水道の立入検査等に関する事務
生活	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の認証、立入検査等に関する事務
	旅券法	旅券の発給等に関する事務
その他	地方自治法	町又は字の区域変更等に関する事務
		あらたに生じた土地に関する事務

●産業パッケージ

★★★

細目	法令名	事務類型
商工業	工場立地法	特定工場新設等の届出受理、変更命令等に関する事務
	工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	特定工場新設等の届出受理等に関する事務
	中小小売商業振興法	高度化事業計画の認定、報告徴収等に関する事務
	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合の設立の認可、検査等に関する事務
	中小企業団体の組織に関する法律	協業組合に関する事務
		中小企業団体の組織変更に関する事務

細目	法令名	事務類型
砂利・採石	砂利採取法	砂利採取業者の登録等に関する事務
		砂利の採取計画の認可、立入検査等に関する事務
	採石法	岩石の採取計画の認可、立入検査等に関する事務

●教育パッケージ ★★★

細目	法令名	事務類型
幼稚園	学校教育法	市町村立幼稚園の閉鎖命令に関する事務
		私立幼稚園の設置廃止等の認可、閉鎖命令等に関する事務
	私立学校法	学校法人の設立認可、解散命令等に関する事務(幼稚園のみを設置する学校法人)

※法定移譲のみの事務(条例の制定に関する事務)

細目	法令名	事務類型
条例制定	旅館業法	基準の設定等に関する事務(旅館業法)
	理容師法	基準の設定等に関する事務(理容師法)
	美容師法	基準の設定等に関する事務(美容師法)
	クリーニング業法	基準の設定等に関する事務(クリーニング業法)
	興行場法	基準の設定等に関する事務(興行場法)
	公衆浴場法	基準の設定等に関する事務(公衆浴場法)
	工場立地法	緑地面積率に係る地域準則の策定に関する事務

(参考) 法定移譲予定事務であるが慎重な検討を要する事務

細目	法令名	事務類型
給与負担	市町村立学校職員給与負担法	市町村立学校職員の給与等の負担
編成	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成基準の決定に関する事務
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教職員定数の決定に関する事務 県費負担教職員の任命権

事務内容	法令名	目録
市町村立学校職員の給与等の負担	市町村立学校職員給与負担法	給与負担
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教職員定数

(参考) 移譲する下開(1)至(9)の各事務の移譲の可否の調査を要する

事務内容	法令名	目録
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成
公立義務教育諸学校の学級編成基準の決定	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	学級編成

教員人事権市町村側に

文科省方針 条例制定条件

文科省は15日、都道府県がもっている公立小中学校の教員の人事権について、市町村への移譲を認める方針を固めた。都道府県が権限移

譲を盛り込んだ条例をつくるのが前提だが、実現すれば市町村が直接教員を採用し、「国際化教育のため、小学校で語学が堪能な教員を採りた

い」といった独自の方針をとることも可能になる。教員の人事権をめぐって大阪府の橋下徹知事が文科省に移譲を要請。鈴木寛・

県費 任命権を市町に

文科省が大阪府で特例へ

文科省はこのほど、都道府県の教育委員会が持つ県費負担小中学校教員の任命権を市町村教委に移譲したいとする大阪府の方針について、法的に問題ないと、府側に伝えた。

地方教育行政法では、教員の任命権を都道府県と指定都市の教委に持たせる一方、事務処理特例として、都道府県教委の権限に属する事務の一部を条例で制定することにより市町村教委に処理させることができると明示している。文科省と内閣法制局が法解釈を検討した結果、この特例を教員の任免などの人事権の移譲に適

用することに問題がないとの判断に至った。橋下府知事にあてた四月三日付け回答書では、県費負担教職員の任命権について、「教育水準の維持向上を図るといふ県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとする」ことは可能であるとした。公立学校教員の人事権をめぐっては、〇五年一〇月に中央教育審議会（文科相の諮問機関）が、教育現場の裁量を広げる目的で学校設置主体である市町村に移

譲していくことが望ましいと提案。これを受け、文科省は全国一律の取り組みとして人口三〇万人規模の中核市への人事権移譲を進める地教育法改正を目指したが、都道府県などからの反対の声が大きくなり、実現しなかつた経緯がある。

府の提案は、同省が当初求めた「全国一律」ではないものの、具体的な権限移譲が始まる契機になりうる。都道府県教委から市町村教委への教員人事権の移譲は前例が無く、大阪府が実施すれば全国初。橋下知事は、二〇一一年度から実施する意向を示している。

市町村への教員人事権移譲の意義について、橋下知事は、「現場の政治家、住民から選ばれたリーダーが、しっかり学校現場を見

文科副大臣が15日の定例記者会見で受け入れる考えを示した。大阪府では豊中、池田、箕面の3市と豊能、能勢の2町が連合を組んで教員人事権をもちたい考えで、橋下知事も同日「来年度から実現したい」と表明した。

橋下知事が動いたきっかけは全国学力調査の結果の低迷で、府議会でも「小中学校の責任者は市町村長と同教委。人事権と予算権を全部渡さないといけない」と発言。学力低

ながら、住民の声を受けて教育現場を動かせることに「なる」と指摘。文科省も、市町村への人事権移譲のモデルケースとして府の試みに注目している。

迷の責任の所在を明確にする狙い。独自採用が実現すれば、例えば「臨時採用の講師の時に成績アップに実績があった人を重点的に採用する」といった対応ができるようになる。学力向上を求める保護者の声が強まるなか、大阪以外にも動きは広がる可能性がある。

独自採用の場合、転勤は基本的にその自治体に限定され、教員も人生設計がたてやすくなる。ただし、一方で、

首長の影響で採用する人材の傾向が極端に偏る可能性もあり、どう歯止めをかけるかが課題になりそうだ。

地方教育行政法は、公立小中学校の教員について、採用、管理職登用、転任、懲戒処分といった権限を都道府県と政令指定都市の教育委員会にもたせている。全県一括採用すれば作業は効率的だが、「個々の学校現場のニーズに対応した人を確保しづらい」という指摘があった。

教員人事権移譲受け入れへー大阪府4市1町

大阪府の橋下徹知事は一日、市町村教育委員会への教員任命権移譲で、柏原市、東大阪市が新たに受け入れ意志を表明したことを明らかにした。府庁で記者団に語った。両市は受け入れに向けて周辺自治体などと協議する。

教員任命権の移譲は、既に府北部の三市二町（豊中市、箕面市、池田市、豊能町、能勢町）が三年度からの段階的な権限受け入れのためのプロジェクトチーム設置を決定している。知事は「高槻市、南河内も受け入れを検討すると。広がってくるんじゃないか」との見通しを示した。

大阪府高槻市など四市一町は四日、府が実施を目指す市町村教育委員会への教員人事権の移譲について、「受け入れる方向で研究を進めている」ことを明らかにした。

四市一町は、高槻市のほか吹田、摂津、茨木の三市と島本町。各市長が先月二七日に茨木市役所で意見交換し、人事権を受け入れる方向で「各教育委員会が連携し、課題などについて研究を進めていく」ことで合意したという。

4/17 朝日

5/4 朝日

5/14 朝日

6/11 朝日

平成22年度第1回瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会
予 定 議 題 に 関 す る 事 前 意 見

予定議題(1) 「瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンに新たに盛り込む具体的取組」 についての意見	
委員名	意見内容
〇〇委員	<p>低炭素社会への移行を強く打ち出してはどうか？</p> <p>少雨地域であるから太陽光発電の適地であり，電気自動車の積極的導入は先進的に実現可能であろう。</p>
〇〇委員	<p>【結びつきやネットワークの強化】－【ICTインフラ整備】</p> <p>ブロードバンド整備に加え，ICTを活用した取組みが重要となっている。国などもICTの利活用について様々な施策が行われている。</p> <p>そこで，ICTインフラ整備に加え「圏域ICTの利活用について」の取組を提案します。取組の目的を，「ブロードバンドのさらなる普及および有効活用による圏域経済の活性化や住民生活の利便性向上，豊かで安全安心な地域社会の構築をおこなう。」とします。</p> <p>その1例ですが，1. 圏域ポータルサイトと圏域情報発信，2. 圏域地域情報プラットフォームと圏域情報サービスのあり方検討，3. 圏域の自然，芸術，文化などデジタルコンテンツのアーカイブなど，行政情報，医療，教育，農業などにおいてICTを活用した統合的な利用が考えられます。その時に，今後予想されるスマートクラウドなどの動きも視野に入れる必要があると考えます。</p> <p>【圏域マネジメント能力の強化】</p> <p>圏域の行政，産業などをマネジメントできる人材育成事業が必要と考える。</p>
〇〇委員	<p>高齢者セーフティネットワーク事業について</p> <p>生活の支援が少しあれば，まだまだ住み慣れた地域で暮らせるのでは。高齢者のために介護保険外のサービスネットワーク体制が必要</p>
〇〇委員	<p>P20 教育 “中学校総合体育大会等の連携”</p> <p>三木町は今までも「高松地区大会」に参加していたのでは？ また土庄町，小豆島町は連携されなかったのですか。</p> <p>全体的には非常に良いと思います。しっかり実行し，目指す圏域像に近づければ，と思います。</p>
〇〇委員	<p>救急医療体制の中で，救急艇の配置整備（島しょ部との連携を充実する）</p>

<p>〇〇委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分野 <p>【施策】医療を安定的に提供できる体制の確保</p> <p>【事業】安定的に地域医療に携わる医師の養成と確保</p> <p>香川大学医学部と地域の医療機関が連携し、地域医療を目指す医師の養成を支援し安定的な医師の確保を目指すことが必要ではないでしょうか？</p> ・教育分野 <p>【事業】圏内の小中学校生の交流・体験学習の推進</p> <p>地域内外の住民との交流促進の施策と重なる部分があるかと思いますが、イベントではなく学校の宿泊林間・臨海学習として圏内の島の生活、山間部の生活を体験することや、地元の小中学生との交流も必要かと思います。</p> ・地域公共交通分野 <p>【施策】公共交通機関の利用促進</p> <p>【事業】公共交通ネットワークの充実</p> <p>電車・バス・JRの連携を強化し、海上交通と陸上交通のネットワークを充実することによって、圏内の人の流れが活発になり賑わいを創出できるのではないかと思います。</p>
<p>〇〇委員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1市5町のイベント交流の促進 <p>住民相互の交流を一層はかるため、夏まつりなどのイベントに協力チームを派遣。</p> 2 デリバリーアーツの積極的实施 <p>高松市内で実施の文化芸術事業に児童等を招待することは勿論、5町に各種アーツを派遣。優秀なアマチュアの活用も含め推進。</p>
<p>〇〇委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺町の休耕田を貸農園や農業体験イベントに活用し、圏域内の交流促進、相互理解を深める。 ・荒廃する山林の管理についても、圏域全体のマンパワーを活用できないか。

予定議題(2) その他の意見	
委員名	意見内容
〇〇委員	個々の民間での取組みをボトムアップ型で行政が取りあげて、支援していく仕組みを完成してはどうか。
〇〇委員	権限移譲に伴い、人的確保はできているのか。 事務内容等によっては、専門性や知識・経験が必要になるのでは。どの様な研修を行っているのか。
〇〇委員	圏域の将来像の実現という目的に対しての数字的目標について。 (数的目標を持つことによって、より具体的な取組みになるのではないでしょうか。5ヵ年の進捗状況もわかりやすいのでは)
〇〇委員	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県からの権限移譲に備えて、行政の業務受入体制 ・子育て支援および高齢者保護の充実としてサポート体制の強化 →派遣事業の充実
〇〇委員	<p>1 取組み事業の構成要素に工夫が必要ではなかろうか。 バーベキュー料理（玉ねぎ、肉、ピーマンを串にさし焼くと新メニュー）をつくるのも、手間がかからず新鮮さが生じる。</p> <p>2 各事業実施時の協力組織の活用 例えば“自然体験を通じた住民交流の促進”では、ボーイスカウト、ガールスカウト、香川大学教育学部学生等の参加をはかる等の検討</p>